明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書（一一）　三

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**七九）　一〇

○電気通信事業会計規則の一部を改正する省令（**同**八〇）　三三

○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**六〇）　二九

○株式会社日本政策金融公庫の導入促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（**財務・国土交通**一）　三〇

○株式会社日本政策金融公庫の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（**同**二）　三四

○電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令（**経済産業**六九）　三六

○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**五一）　四三

〔告　示〕

○周波数割当計画の一部を変更する件（**総務**二八八）　五五

○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（**同**二八九）　六六

○無線局免許手続規則別表第二号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（**同**二九〇）　六六

○無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件の一部を改正する件（**同**二九一）　六六

○無線設備規則第二十四条第三十三項及び別表第三号の68において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件（**同**二九二）　六七

○基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表の開示の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二九三）　六八

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書についての合意された議事録の署名に関する件（**同**二八三）　六八

○特定船舶の導入の促進に関する基本方針（**財務・国土交通**一）　八八

○事業基盤強化の促進に関する基本方針（**同**二）　九〇

○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一四五八）　九四

○二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める件（**国土交通**一一七一）　九五

○地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示（**同**一一七二）　一〇一

○地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示（**同**一一七三）　一〇七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。